

# 一 般 競 争 入 札 公 告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

公益財団法人環境科学技術研究所  
総務部長 佐々木 昭吉



## 1. 競争に付する事項

- 1) 件 名：全天候型人工気象実験施設等 空調設備等運転管理業務
- 2) 仕 様 等：仕様書のとおり

## 2. 入札方法

- 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
- 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
- 3) 入札する額は、作業に要する費用の総額とする。
- 4) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5) 入札は当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。1回目提出する書類は入札書及び見積書とし、以降2、3回目については入札書のみとする。
- 6) 2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その1者との随意契約により契約を締結する。
- 7) 3回目の入札に付し落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
- 8) 第1回目のみ入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和8年3月18日（水）17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和8年3月19日（木）執行 全天候型人工気象実験施設等 空調設備等運転管理業務入札書」と明記すること。（入札書及び見積書に記載する日付は開札日とすること。また、封筒には質問書の原本も同封すること。）

## 3. 入札に参加する者に必要な資格

- 1) 入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和8年3月13日（金）17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
  - (1) 当研究所の競争参加資格「役務の提供等（A. 機械設備等の保守・運転管理）」の認定を受けた者。
  - (2) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
  - (3) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
- 2) 入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

## 4. 交付期間

交付の日から令和8年3月12日（木）17時まで

## 5. 入札・開札の日時及び場所

令和8年3月19日（木）11時00分  
公益財団法人環境科学技術研究所 本館1Fセミナー室  
上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

## 6. 契約条項及び仕様書を示す場所

〒039-3212  
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前1番7  
公益財団法人環境科学技術研究所  
総務部総務課契約係 山本 良亜樹  
（業務請負契約条項Ⅱ及び仕様書等を配付します）

## 7. その他

別紙のとおり

## 補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否  
不要
- 2) 入札の無効
  - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務  
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法  
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。  
入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金  
免除する
- 7) 支払条件  
検査払い
- 8) 必要書類  
入札には以下の書類を持参すること。
  - (1) 入札書：3枚
  - (2) 見積書：公益財団法人環境科学技術研究所 佐々木 昭吉 宛  
(入札書に記載する金額の内訳を記載すること。)
  - (3) 見積書用紙：複数枚  
(「(2) 見積書」の中で、値引き額及び値引き後合計額が記載されていないもの。随意契約時に金額を記入のうえ提出すること。)
  - (4) 質問書：原本
  - (5) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人(随意契約に関する権限も有すること)をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明  
無し
- 10) 質問書
  - (1) 提出期限：令和8年3月13日(金)：12時まで  
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて質問書を提出すること。
  - (2) 回 答：令和8年3月16日(月)13時～17時  
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は、入札に参加を希望する者全てに一斉送信する。
  - (3) 質問書の提出先  
総務部総務課契約係 山本 良亜樹  
E-Mail ies\_keiyaku@ies.or.jp  
T E L 0175-71-1215 (直通)
- 11) その他
  - (1) 入札申込者心得書のとおり。
  - (2) 契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

# 入 札 書

件 名：全天候型人工気象実験施設等 空調設備等運転管理業務

金 額：	円
<hr/>	
消費税：	円
<hr/>	
合 計：	円
<hr/>	

上記金額により契約条項を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所

会社名

代表者

代理人

印

印

令和 年 月 日

## 質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所  
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所  
会社名  
代表者

印

入札件名：全天候型人工気象実験施設等 空調設備等運転管理業務

### 【質問事項】

・

令和 年 月 日

## 委 任 状

公益財団法人環境科学技術研究所  
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所  
会社名  
代表者

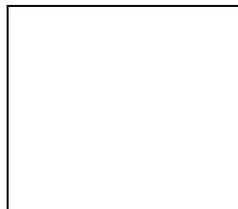
印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者	住所
	所属
	氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項  
・全天候型人工気象実験施設等 空調設備等運転管理業務

受任者使用印鑑



令和 8 年度  
全天候型人工気象実験施設等  
空調設備等運転管理業務  
仕様書

公益財団法人 環境科学技術研究所

## 1. 目的及び概要

本仕様は、公益財団法人 環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）全天候型人工気象実験施設及び生態系施設（生態系実験施設、生態系研究施設）における空調設備等運転管理業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本業務は、当該施設における当研究所の業務を効率的かつ安全に推進するため、空調設備、小型人工気象チャンバー、受電設備・分電盤等の電気設備、給水・排水等の衛生設備等各種設備を良好な状態で運転すること及び故障等の予防に必要な各種設備等保守管理を行うことを目的とするものであり、当該施設及び関連設備等の特性、取扱要領、関係法令等を十分に理解し、受注者の責任と負担において本業務を実施し、また、施設の設備等に不具合があった場合においては、実験研究への影響を必要最低限に抑えるための応急対応を行うものとする。

## 2. 実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前1番7  
公益財団法人 環境科学技術研究所  
全天候型人工気象実験施設  
生態系施設（生態系実験施設、生態系研究施設）

## 3. 実施期間等

### (1) 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 実施時間

#### ① 全天候型人工気象実験施設

原則として、平日休日を問わず8時15分～17時15分とする。

#### ② 生態系施設

原則として、平日の8時30分～17時15分とする。

※上述の他、休日等に関しては以下のことを追加する。

- ・電気設備の年次点検日（4月上旬、年1回、1日程度）

当研究所の全電気設備年次点検による停電に伴い必要となる全天候型人工気象実験施設及び生態系施設各種設備の停止及び復帰作業を実施する。

- ・受水槽・高架水槽の清掃日（3月上旬、年1回、1日）

当研究所の全受水槽・高架水槽清掃に伴い必要となる全天候型人工気象実験施設及び生態系施設各種設備の停止及び復帰作業を実施する。

- ・時間外勤務（平日休日を問わず）

当該施設において、設備の不具合や災害の発生等により応急対応を必要とする場合、随時実施する。

#### 4. 業務範囲

##### (1) 空調設備等運転管理業務

「空調設備、小型人工気象チャンバー、その他関係する設備の運転操作（平日実施）」並びに「対象設備の監視・日常点検（平日・休日実施）」を行い、以下事項及び対象設備の監視・日常点検については空調設備等運転管理業務作業基準(別紙4) 及び空調設備等運転管理業務点検項目（別紙5）に基づき作業を実施するものとする。

- ① 空調設備、小型人工気象チャンバー及びそれに関係する設備を正しい手順で運転し、機器や部品等の異常・機能変化に留意して設備等の故障や異常を速やかに発見し、措置すること。
- ② 設備等の運転に当たっては、安全を確保するとともに効率的・合理的に作業を進めること。また、作業場所の整理整頓に努めるとともに、必要に応じて、清掃を行うこと。
- ③ 地震や落雷等の災害発生時には、速やかに異常の有無を確認し、必要な措置をとること。地震発生時の対応については、当研究所地震対応要領に従うものとする。中央監視盤、動力操作盤等により設備の運転状況を把握する。
- ④ 設備等の運転にあたっては、必要な有資格者があたること。
- ⑤ 点検等の作業で設備等を停止若しくは設定条件等を変更する場合は、あらかじめ当研究所と協議の上、了解を得ること。
- ⑥ 各種設備の維持管理計画をたてること。

##### (2) 設備等保守管理業務

施設を構成する空調設備、電気設備、衛生設備、建築設備（以下「設備等」という。）に対して、原則、上述の時間内に、設備等が長期的に良好な状態で維持できるよう週例点検、月例点検等の保守点検を空調設備等運転管理業務作業基準(別紙4)・空調設備等運転管理業務点検項目（別紙5）に基づき作業を実施するものとする。また、設備等の継続運転（機能維持）に必要な消耗品等の補充や交換、さらには必要に応じて軽微な補修等を行い、突発的な不具合が発生しないよう予防保全に努めるものとする。なお、実験の進捗状況や点検内容等によっては、必要に応じて休日作業とする場合は当研究所と協議の上行うこととする。

##### (3) 設備等の不具合時における応急対応業務

設備等において不具合が発生した場合若しくは不具合の起因となりうる事象が発生した場合は、状況に応じて実験研究への影響を必要最低限に抑えるための応急対応を速やかに行うとともに当研究所に報告し、当研究所と協議の上その後の対応を行うものとする。但し、製造メーカー（代理店を含む）でなければ修繕できない場合は除く。

## 5. 業務内容

本業務にあたっては、労働安全衛生法等の関係法及びその他緒規程等に基づき、以下の資料及び事項について、業務を安全かつ効率的に実施するように努めるとともに、必要書類等の適正な作成、記録、保管を行うこととする。

- 添付資料： 別紙 1-1 「全天候型人工気象実験施設主な設備の一覧」  
別紙 1-2 「生態系施設主な設備の一覧」  
別紙 2 「放射線管理関係法令の遵守義務」  
別紙 3 「本業務で立入りする場所において取扱いしている特定化学物質」  
別紙 4-1 「全天候型人工気象実験施設  
空調設備等運転管理業務作業基準」  
別紙 4-2 「生態系施設空調設備等運転管理業務作業基準」  
別紙 5-1 「全天候型人工気象実験施設  
空調設備等運転管理業務点検項目」  
別紙 5-2 「生態系施設空調設備等運転管理業務点検項目」

### (1) 主な保守対象設備等

主な保守対象設備等については、各施設の主な設備の一覧（別紙 1-1、別紙 1-2）とする。

### (2) 作業日時調整

作業日時については、原則事前に作業に関する年間工程表及び月間工程表等を作成し、当研究所と調整し了解を得るものとする。

### (3) 設備等の運転

設備等の運転については、各区域等の空調を安定させるよう運転するものとする。なお、本業務に係る保守点検等やメーカー等の専門業者による分解点検・修繕作業等において設備等の停止・起動が必要な場合は、実験研究やその他の付属機器を含め当研究所の業務に支障が生じないかを考慮・確認し、当研究所の了承を得てから行うものとする。なお、作業者の安全が担保できない可能性がある場合や、設備等の不具合が急激に進行するような場合はこの限りではない。

### (4) 設備等の状況把握（監視）

制御盤、操作盤、機器等の状態については、その運転状態や空調環境（空調の制御状態）を監視・巡視等により、その状況を把握するものとする。

### (5) 設備等の保守管理

#### ①設備等の保守点検について

設備等の保守については、各施設の空調設備等運転管理業務作業基準（別紙 4-1、別紙 4-2）について週例点検や月例点検等の保守点検を最低限行うものとする。特に、保守点検においては、設備等における運転状態の傾向変化に気を付け、不具合につながる予兆を見逃さないよう努めるものとする。

#### ②設備等の運転・保守に必要な消耗品等の交換等

設備等を運転・保守する上で必要な送排風機・給水ポンプ等のグリスアップ、配管・ストレーナ等のパッキン類の交換、フィルタの交換、各種センサ類等の

校正若しくは交換、照明設備の電灯交換、安全表示（標識）等の交換・整備等を行うこととする。また、必要に応じてタッチアップや軽微な補修等を合わせて行うことで、設備等の高寿命化及び突発的な不具合に関する予防保全に努めることとする。

※ 本業務に係る消耗品や交換部品等については、メーカ（代理店を含む）や専門業者等の分解点検時において交換される部品等は含まないものとする。

③A 重油、灯油及び軽油の受け入れ

温水ヒーターで使用する A 重油（屋外オイルタンク）、灯油（屋外オイルタンク）及び家用発電機において使用する軽油（本体燃料タンク）の給油受け入れについて、安全対策等を行い適宜対応するものとする。

④点検通路等の確保

冬季における設備等の維持管理上必要な点検通路（非常口周りを含む）については、設備等の機能維持に必要な除雪を行い担保するものとする。但し、駐車場等の一般的通路は除く。

(6) 監視・点検等の記録・保存

①監視・運転に係わるデータの保存

監視・運転に係わるデータについては、適宜保存することとする。また、その内容等については当研究所と協議するものとする。

②光熱費等に係るデータの記録・保存

本施設における電気、水道、燃料等の使用量に関し、記録し保存することとする。

③設備等の不具合に関する記録・保存

空調環境や設備等の不具合に関しては、その事象に関する内容、原因、対策案等を取り纏めて記録し、保存することとする。

(7) 設備等の運転、保守等作業に係る資料等の整備

設備等の運転に係る資料等について、必要に応じて以下の資料を作成し、それに基づき管理するものとする。なお、作成する書類等の詳細については、当研究所と協議するものとする。

①各設備・機器・装置等の運転に係る要領・手順書

（運転手順、始動・停止手順、点検に伴う切替手順等を含む）

②各設備・機器・装置等の点検記録紙

③各設備・機器・装置等の改修・更新に係る提案資料（長期計画書）

④各設備・機器・装置等の部品や消耗品等の在庫一覧表

⑤各設備・機器・装置等のメーカ・連絡先一覧表

⑥その他、各設備・機器・装置等の維持管理に係る資料

設備等の維持管理に必要な情報について、不明な点や必要な点等がある場合は製造メーカ等に確認するものとする。

(8) 設備等の改修・更新に係る維持管理に関する提案について

本設備等を維持管理していく上で、設備等の腐食・消耗等の劣化状況に応じて、設備等に関する改修・更新や点検項目等に係る長期計画を必要に応じて提案する

ものとする。

(9) 法定検査等の対応について

当研究所の法定検査等について、適宜対応することとする。

(10) 設備等の不具合に対する応急対応

設備等に不具合があった場合や不具合につながる予兆や運転状況の傾向変化が認められた場合においては、作業者の安全確保を行うとともに実験研究への影響を必要最低限に抑えるための応急対応(軽微な修繕等を含む)を行うものとする。なお、不具合や異常時の場合は、応急対応するとともに速やかに当研究所に報告するものとする。

(11) 災害時における対応

火災、津波、地震、落雷、停電等の災害発生時(緊急時)においては、状況に応じて設備等を停止する等、人命優先とした上で必要な措置を講ずることとする。

6. 作業従事者の要件及び必要資格

(1) 作業従事者の要件

本業務では、以下の要件を満たすものとする。なお、作業従事者は、機械設備、電機設備、電子制御は勿論のこと、図面ソフト、計算ソフト等に習熟し、電磁的方法によるデータ処理作業を円滑に実施できることが望ましい。

- ① 機械・電気・計測制御技術に関する基本的な知識を有するとともに、ボイラー、冷凍機、計測制御システム等に関する専門的な知識及び取扱経験を有していること。
- ② 本業務に関する運転手順書・要領書等に従い運転・操作及び記録採取等の業務を遂行できること。また、本業務に関する運転手順書・要領書等の作成・変更ができること。
- ③ 設備等の不具合等が発生した際に、速やかに対処できる一部専門的な技術があること。

(2) 必要資格

- |                      |      |
|----------------------|------|
| ① 危険物取扱者乙種4類         | 1名以上 |
| ② 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 | 1名以上 |
| ③ 玉掛け技能講習修了者         | 1名以上 |
| ④ 二級ボイラー技士           | 1名以上 |

7. 作業責任者の選任

受注者は、本業務の遂行にあたり、作業従事者の中から作業責任者を選任し、次の業務にあたらせるものとする。

- (1) 作業従事者の指導及び労務管理ならびに作業上の指揮命令
- (2) 本業務履行に関する当研究所との連絡・調整
- (3) その他、本業務の処理に関する必要な事項

## 8. 適用法令等

本仕様書を遵守し、関係法令に基づき業務を行うこととする。また、下記の標準仕様書及び関係規格を適用するものとする。

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）
- (2) 空気調和衛生工学会規格（HASS）
- (3) 電気設備技術基準（内線規程）
- (4) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 労働安全衛生法
- (7) その他関係法令等

## 9. 支給品等

### (1) 支給品

- ・電気、水道、通信費
- ・各種センサ、蛍光灯等の照明、グリス、V ベルト、ベアリング、塗料等の軽微な補修に使用される消耗品・消耗部品等（作業着、作業靴、軍手、ヘルメット、安全带等の受注者が本業務を行う上で一般的に身に着ける装備品及び放射線管理区域内で従事する者の個人線量計は除く）
- ・その他当研究所が必要と認めたもの

### (2) 貸与品

- ・居室（スペース）
- ・各種測定用資器材及び工具類
- ・その他当研究所が必要と認めたもの

## 10. 提出書類

- |                  |      |           |
|------------------|------|-----------|
| ・連絡体制表           | 1部   | 契約締結後速やかに |
| ・作業責任者届          | 1部   | 契約締結後速やかに |
| ・点検報告書           | 1部   | 作業終了後速やかに |
| ・その他当研究所が必要とする書類 | 必要部数 | 随時        |

※ 点検報告書の取りまとめ方、提出時期等は、別途、当研究所に確認すること。

## 11. 検収

本仕様書の定めるところに従い作業が確実に実施されたこと及び提出書類の確認をもって検収とする。

## 12. 特記事項

- (1) 受注者は、労働基準法その他関係法令上の責任及び作業従事者の健康、安全、規律、及び風紀の維持に関する全ての責任を負うものとする。
- (2) 本業務で立入りする場所において取扱いしている特定化学物質について、別紙3に示す。

- (3) 受注者は、当研究所の規定に基づき実施される教育・訓練等に関して作業従事者を適宜参加させるものとする。
- (4) 本業務遂行中に作業従事者が被った災害については、当研究所側の原因により生じた災害を除き当研究所は責任を負わないものとする。
- (5) 作業従事者は、本業務の実施時間内において地震、落雷、火災、停電等の災害が生じた場合は、当研究所の規定に基づき対象設備等の点検及び安全確保等に協力するものとする。
- (6) 受注者は、本業務の実施時間外（夜間）に不具合及び災害が発生した場合においても、当研究所が要請した場合は、当研究所の規定に基づき対象設備等の点検及び安全確保等協力のために作業従事者を派遣するものとし、これに係る費用の取扱いについては別に定めるものとする。
- (7) 受注者は、当研究所が伝染病の疾病（新型コロナウイルス感染症等）に対する対策を目的として対処方針等を定めた場合には、これに協力するものとする。
- (8) 業務終了前においては、本仕様書に定める業務の他に引継ぎ等の業務を行う場合がある。
- (9) 本業務従事者を放射線業務従事者として登録する場合は、その従事者の放射線管理手帳の写し及び健康診断結果（電離検診）を提出することとし、登録後は毎月の被ばく線量測定結果を速やかに提出することとする。
- (10) 放射線業務従事者の被ばく線量測定は個人線量計を用意するものとする。
- (11) 放射線管理区域内の作業に当たっては、「放射線管理関係法令の遵守義務（別紙2）」を適用するものとする。
- (12) 受注者は、「放射線障害防止法」等関係法令及び当研究所が定める「放射線障害予防規程」等各種規定・要領を遵守するものとする。
- (13) その他、業務遂行に必要で本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、当研究所と受注者間で協議し、合意のもとに実施するものとする。

以 上

# 全天候型人工気象実験施設主な設備の一覧

## (1/2)

1. 一般小型人工気象設備	1式
統括PC1台、チャンバー4台、空調機4台、冷凍機ユニット4台、ドライエア発生装置3台	
ドライエア発生装置用空気圧縮機1台、軟水装置3台、ランプ室給気ファン3台	
ランプ室排気ファン3台、冷却水循環ポンプ1台、散水ポンプ1台、冷却塔1台、	
膨張タンク1台、操作動力盤4台、日射装置分電盤1台、日射装置制御盤1台、	
空気圧縮機動力盤1台、冷却塔ファン用インバーター盤1台、コンセント分電盤1台	
2. RI小型人工気象設備	1式
統括PC1台、チャンバー2台、空調機2台、冷凍機ユニット2台、ドライエア発生装置2台	
ドライエア発生装置用空気圧縮機1台、軟水装置2台、ランプ室給気ファン2台	
冷却水循環ポンプ1台、散水ポンプ1台、冷却塔1台、膨張タンク1台、操作動力盤2台、	
日射装置分電盤1台、日射装置制御盤1台、	
3. 熱源設備	1式
温水ヒータ1台、空冷チラー2台、温水ポンプ1台、冷水ポンプ2台、	
オイル移送ポンプ2台、膨張タンク3台、ヘッダー5台、オイルタンク1台、	
オイルサービスタンク1台、冷温水配管流量計2台、排風機2台、動力盤2台、	
4. 一般空調設備	1式
中央監視盤1台、空気調和機5台、送風機3台、排風機4台、動力盤10台、制御盤5台、	
ルームエアコン1台、空冷パッケージエアコン2台、局所排気装置3台	
5. RI空調設備	1式
オペレーションコンソール1台、空気調和機4台、排気ファン7台、	
塩害フィルタユニット1台、差圧計3台、排気流量検出器1台、給気ガラリ1台、	
動力盤1台、制御盤1台、排気フィルターユニット7台、ルームエアコン1台	
排風機2台	
6. クリーンルーム設備	1式
空気調和機6台、純水装置1台、蒸気加湿器6台、外気処理ファンフィルタユニット4台、	
差圧計4台、制御盤2台	
7. RI排水設備	1式
RI排水設備制御盤1台 水モニタサンプリングポンプ1台	
8. 実験排水中和処理設備	1式
中和処理装置1台、動力盤1台	
9. 衛生設備	1式
受水槽1台、高架水槽1台、揚水ポンプ2台、ブースターポンプ2台、排水設備制御盤1台	
シャワー、便器、手洗い、流し、温水器1式	
10. LPG設備	1式
アロライザー1台、LPG容器置場1台	

# 全天候型人工気象実験施設主な設備の一覧

## (2/2)

11.	<b>建築設備等</b>	1式
	大型人工気象棟安定器収納箱4台、建屋内蛍光灯（照明設備蛍光器具、照明制御盤、安定器等）一式、建屋屋上ルーフドレイン5台、ホイスト・クレーン3台、シャッター、スチールドア、電気錠等の建具等、給水・排水配管、温水・冷水配管等、ガス供給設備一式	
12.	<b>受変電設備</b>	1式
	中央監視盤1台、高圧分電盤11台、低圧分電盤15台、屋外設置トランス12台、屋内設置トランス1台、動力電灯盤11台	
13.	<b>自家発電設備</b>	1式
	非常用発電機1台、排気処理/防災設備分電盤1台	
14.	<b>防災設備</b>	
	火災報知器制御盤・感知器・誘導灯・音響装置等1式、消火器（粉末加圧式）1式 消火栓1式、排煙窓1式、消火ポンプ1台	
15.	<b>弱電設備</b>	
	(1) 放送設備本体、スピーカ、ケーブル、ジャック等	1式
	(2) LAN回線、ケーブル、ジャック、ブースター等	1式
	(3) TV回線	1式

# 生態系施設主な設備の一覧

## (1/2)

1.	人工気象設備		1式
	(1) 生態系研究施設		
	(1F)	人工気象器本体3台、空気調和器3台 室外機（小型冷凍機）3台、純水装置2台 排気ファン1台、給気ファ1台、制御盤3台、パソコン1台	
2.	空調設備等		
	(1) 生態系植物実験棟	植物栽培機械場	1式
		給気ファン4台、排気ファン2台、エアコン1台	
	(2) 生態系植物実験棟	実験準備作業場	1式
	(1F)	給気ファン1台、排気ファン1台、エアコン1台	
	(2F)	給気ファン2台、排気ファン2台	
	(3) 生態系植物実験棟	植物栽培モジュール	1式
	(1F)	給気ファン1台、排気ファン1台、エアコン1台	
	(2F)	給気ファン4台、排気ファン4台	
	(4) 生態系生物実験棟		1式
	更衣室(2F)	天井扇3台	
	空調機械室(1F)	排気ファン1台	
	(5) 熱源設備棟		1式
		給気ファン4台、排気ファン2台、受水槽4.5m <sup>3</sup> 、 飲料水ポンプ2台	
	(8) 生態系陸・水圏実験棟		1式
	(1F)	給気ファン8台、排気ファン3台	
	(2F)	給気ファン3台、排気ファン5台	
	(9) 生態系試料処理棟 (1)		1式
		エアコン4台（家庭用）、換気ファン4台、温水器1台	
	(10) 生態系試料処理棟 (2)		1式
		エアコン2台（家庭用）、換気ファン2台、温水器1台	
	(11) 生態系研究施設		1式
	(1F)	シャッター1台、エアコン室内機11台、天井扇9台、 ロスナイ2台、受水槽3m <sup>3</sup> 、自動給水装置1台、 電気温水器1台、排気ファン6台、パネルヒータ2台 局所排気装置3台	
	(2F)	エアコン室内機13台、天井扇7台、ロスナイ3台、 パネルヒータ1台、電気温水器1台	
	(屋外)	ルーフヒーター2台、エアコン室外機2台	

# 生態系施設主な設備の一覧

## (2/2)

<b>3. 防災設備</b>		
(1)	火災報知器制御盤、感知器、誘導灯、音響装置等	1式
(2)	消火器（粉末加圧式） 10型48本、20型4本	52本
(3)	消火栓	1式
	屋内：加圧送水ポンプ（水槽あり）	1台
	屋内消火栓	11台
(4)	排煙窓	146台
<b>4. 電気設備</b>		
(1)	受変電設備（生態系植物実験棟13面、生態系研究施設6面、生態系陸・水圏実験棟4面）	23面
(2)	自家用発電機 ディーゼル発電機 出力50kVA	1機
(3)	電気制御盤	102面
(4)	電気制御盤（安定器盤含む）、動力分電盤	74面
<b>5. 照明設備</b>		
	照明設備蛍光器具、照明制御盤、安定器等	1式
<b>6. 弱電設備</b>		
(1)	監視装置、モニタ等の制御関連機器	1式
(2)	放送設備本体、スピーカ、ケーブル、ジャック等	1式
(3)	LAN回線、ケーブル、ジャック、ブースター等	1式
(4)	TV回線	1式
<b>7. 衛生設備</b>		
	シャワー、便器、手洗い、流し、温水器	1式
<b>8. 建築設備等</b>		
(1)	シャッター（電動を含む）	11台
(2)	スチールドア、電気錠等の建具等	1式
(3)	給水・排水配管、温水・冷水配管等	1式
(4)	ガス供給設備	1式
(5)	フロンガス使用機器	1式
(6)	地下ピット	1式
<b>9. 植物栽培施設</b>		
(1)	予冷庫	2台

## 放射線管理関係法令の遵守義務

### 1.目的

仕様書本文中に記載する請負業務に係る放射線管理区域内の作業(以下「管理区域内作業」という。)を、安全かつ的確に実施するため、「労働安全衛生法」等に基づき、請負者が遵守しなければならない放射線管理上の必要事項を定めるものである。

### 2.適用範囲

当研究所の放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)に規定する、「放射線業務従事者」又は「一時立入者」として管理区域内作業を行う請負者に適用する。

### 3.放射線管理の基本事項

- 1) 請負者は、放射線業務従事者に係る電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という。)に基づく被ばく線量に係る管理、電離放射線健康診断(以下「電離健診」という。)に係る管理を行うこと。
- 2) 請負者は、労働基準法及び労働安全衛生法並びに労働者災害補償保険法、加えて電離則等の関係法令を遵守すること。
- 3) 請負者は、当研究所が規定する予防規程、事故対策規定及び地震対応要領等の諸規則を遵守すること。
- 4) 請負者は、管理区域内の作業開始の手続きは、「放射線業務従事者」又は「一時立入者」の申請を行い、当研究所の許可を受けること。
- 5) 請負者は、当研究所が行う安全確保及び被ばく低減に関する指導・助言を尊重すること。
- 6) 放射線業務従事者の内部被ばくに係る評価は、当研究所が行う。

### 4.保安全管理

請負者は、作業安全及び放射線管理要領並びに個人被ばくの一元的管理を确实かつ円滑に実施するため、管理体制の整備に努めること。

#### 4.1 放射線業務従事者に係る管理

#### 4.1.1 管理体制

- 1) 請負者は、管理区域内作業を円滑かつ安全に遂行するため、放射線作業責任者を選任し、『放射線作業責任者届(様式:技放 3-1)』を2部提出すること。
- 2) 放射線作業責任者の選任は、原則として管理区域内作業に従事する者の中から選任すること。
- 3) 放射線作業責任者は、下記の事項を統括すること。
  - ①安全管理の徹底
  - ②作業内容、作業手順及び作業環境の把握
  - ③当研究所との連絡及び調整
  - ④その他、放射線管理上必要な事項等

#### 4.1.2 放射線業務従事者に係る放射線管理

- 1) 当研究所が実施する内部被ばくに係る評価については、原則として翌月の休日を除いた月初めに実施し、当該記録を請負者へ通知するものとする。なお、当該記録が記録レベル未満であり請負者が必要としない場合は通知を省略できるものとする。
- 2) 請負者は、「放射線業務従事者」に対し、放射性同位元素等規制法に基づく教育訓練(予防規程を除く。)を初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごとに実施し、その実施記録(様式:技放 3-2-1 又は技放 3-2-2)を提出すること。
- 3) 請負者は、放射線業務従事者について電離則第 56 条に基づく電離健診の実施等を行うこと。
- 4) 請負者は、電離則の規定に基づき、放射線業務従事者の被ばく線量の測定(内部被ばくを除く)、記録及び通知を行うこと。
- 5) 請負者は、当研究所が実施する予防規程等に基づく保安教育について、当該放射線業務従事者を受講させること。

#### 4.1.3 放射線業務従事者の手続き

請負者は、管理区域内の作業に従事する者について、予防規程に規定する放射線業務従事者の指定登録及び指定解除に係る以下の手続き等を行うものとする。

- 1) 放射線業務従事者の指定登録にあたっての準備
  - ①放射線被ばく経歴の調査  
被ばく線量登録管理制度に基づく放射線管理手帳又はRI被ばく線量登録管理制度に基づく経歴照会回答票等を用いて被ばく歴の確認を行うこと。

## ②電離健診の実施

電離則第 56 条に基づく電離健診を受診させること。

## ③個人線量計の取得

外部被ばく線量測定のための個人線量計を準備すること。なお、管理区域に指定され、かつ、Specific Pathogen Free (SPF) 管理がなされている箇所で使用する個人線量計については、防水性、耐薬品性(酸化エチレンガス、アルコール)、耐高温性を有した所定のもの相当品とすること。

## 2) 放射線業務従事者の指定登録の申請

『放射線業務従事者指定申請書(様式:技放 1-1-1 又は技放 2-1)』に所定事項を記入の上、「電離放射線健康診断個人票(労働省令様式第1号の2)の写し」及び「放射線管理手帳の写し又は経歴照会回答票の写し」等を添付し、提出すること。

## 3) 放射線業務従事者の指定解除

放射線業務従事者が管理区域内作業を終了する際は、『放射線業務従事者解除届(様式:技放 1-5-1 又は技放 2-5)』に所定事項を記入の上、提出すること。

## 4.1.4 放射線業務従事者の個人管理

請負者は、放射線業務従事者の指定登録を開始してから指定解除するまでの期間(以下「指定期間」という。)について、以下の管理を行うものとする。

### 1) 外部被ばく線量の測定等

①放射線業務従事者の外部被ばく線量の測定については、個人線量計により実効線量及び等価線量の測定を行い、当該測定結果の写しを提出すること。

②個人線量計の測定対象期間は、原則として一箇月(毎月1日～末日)単位とし、指定期間が月を跨がず、かつ、一箇月に満たない短期間の場合は当該指定期間単位とすること。

③電離則第 8 条及び第 9 条に基づいた被ばく線量の測定、記録、保存及び通知を行うこと。

### 2) 定期的な電離健診の実施

放射線業務従事者の指定期間中における定期的電離健診を実施し、「電離放射線健康診断個人票(労働省令様式第1号の2)の写し」を提出すること。

### 3) 個人管理

請負者は、当研究所が実施する内部被ばく線量評価の結果及び上記 1) の被ばく線量の測定結果に従い、被ばく線量登録管理制度に基づく個人管理に努めること。

## 4.2 一時立入者に係る放射線管理

管理区域内に一時的に立ち入って業務を実施する請負者は、予防規程に規定する一時的な立ち入りに係る以下の手続き等を行うものとする。

### 1) 管理区域への一時的な立ち入り

管理区域内に一時的に立ち入って業務を実施する際は、当該施設、設備及び機器について十分な知識を有した放射線業務従事者の随行のもとに行うものとする。

### 2) 一時立入の申請

『管理区域一時立入申請書／許可書(様式:技放 1-2-1、技放 1-2-2、技放 2-2)』に所定事項を記入の上、提出すること。

### 3) 立入前教育について

当研究所が実施する管理区域への立ち入りに関する注意事項等の説明を受けるとともに、当該事項を遵守すること。

### 4) 外部被ばく線量の測定

外部被ばく線量の測定は、当研究所のポケット線量計等の個人被ばく測定器により行い、当該測定結果に計画外の被ばくが無いことを確認すること。

ただし、一時立入者が複数で、かつ、同一行動となるような場合は代表者のみの測定とすることができる。

## 4.3 特定の区域立ち入りに係る本人の信頼性確認

一部の区域への立ち入りに際し、当研究所の随行無く立ち入りをを行う者については、運転免許証、パスポート、個人番号カード等の公的機関が発行した顔写真付きの書類、又は住民票記載事項証明書、健康保険証等の 2 種類以上の公的書類（以下「運転免許証等」という。）の原本の写しを提出し、事前に当研究所の承認を受けるものとする。

なお、当該区域への立ち入りに際して当研究所の随行の下に立ち入りをを行う者は、その立ち入りの前に運転免許証等を提示し確認を受けるものとする。

## 5.提出書類一覧

No	書類件名	提出頻度等	部数	様式等	
1	放射線作業責任者届	原則として 作業開始の 2週間前まで	2部	技放 3-1	
2	新規教育記録 (初めて管理区域に立ち入る 前)	原則として 指定申請書と 合わせて提出	1部	技放 3-2-1	
	年次教育記録 (管理区域に立ち入った後にあ っては1年を超えない期間毎 に)	実施後速やかに (指定登録を継 続している者 のみ)		技放 3-2-2	
3	電離放射線健康診断個人票 の写し(指定前)	原則として 指定申請書と 合わせて提出	1部	労働省令様式第1号の2	
	電離放射線健康診断個人票 の写し(定期)	速やかに	1部		
4	放射線業務従事者指定申請書	原則として 作業開始の 2週間前まで	1部	本所側	技放 1-1-1
				AMBIC側	技放 2-1
5	管理区域一時立入申請書 ／許可書	原則として 立入開始の 1週間前まで	1部	低線量棟	技放 1-2-1
				全天候	技放 1-2-2
				AMBIC	技放 2-2
6	放射線業務従事者指定解除届	作業の終了が明 確になったとき又 は作業が終了し たとき、速やかに	1部	本所側	技放 1-5-1
				AMBIC側	技放 2-5
7	放射線管理手帳の「 A.個人識別項目、 E.被ばく前歴、 G.被ばく歴および原子力等 施設での従事者指定・解除 (当該年度分)」の写し又は 経歴照会回答票等の写し	原則として 作業開始の 2週間前まで	1部	—————	
8	個人線量計測定結果の写し	速やかに	1部	—————	

9	運転免許証等(運転免許証、 パスポート、個人番号カード等 の公的機関が発行した顔写真 付きの書類又は住民票記載事 項証明書、健康保険証等の 2 種類以上の公的書類)の原本 の写し	当研究所が 必要とする場合 (原則として 作業開始の 2 週間前まで)	1 部	_____
---	---	---	-----	-------

注 1) 提出書類の No.1~6 に係る様式については、別途支給する。

注 2) 提出書類の No.1~3 については、必要項目等を満たしている場合は支給様式に限らない。

注 3) 提出書類の作成にあたっては、その都度最新の様式か確認を経て作成すること。

**※提出書類については、個人情報の保護に留意し当研究所の安全管理及び関係法令により必要とされる業務のため、当研究所及び当該業務を委託する会社が利用いたします。また、当該目的以外で使用することはありません。**

## 本業務で立入りする場所において取扱いしている特定化学物質

場所：全天候型人工気象実験施設

No	特定化学物質名	使用する場所	備考
1	クロロホルム（第2類物質）	3階 土壌実験室	
2	ホルムアルデヒド（第2類物質）	3階 土壌実験室	

場所：生態系実験研究施設

No	特定化学物質名	使用する場所	備考
1	クロム酸及びその化合物 （第2類物質）	1階 分析前処理室	
2	コバルト及びその無機化合物 （第2類物質）	1階 分析前処理室	

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 一般小型人工気象設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
統括PC	1)指示値記録 2)測定値保管 3)状態等確認	
チャンバー 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
空調機 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)グリース補給	
冷凍機ユニット 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)法定点検(簡易点検)	*4
ドライエア発生装置 1)A 2)B 3)C	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
ドライエア発生装置用空気圧縮機	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
軟水装置 1)A 2)B 3)C	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)カマトール補充	
ランプ室給気ファン 1)A 2)B 3)C	1)運転状況確認 2)状態等確認	
ランプ室排気ファン 1)A 2)B 3)C	1)運転状況確認 2)状態等確認	
冷却水循環ポンプ	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
散水ポンプ	1)運転状況確認 2)状態等確認	
冷却塔	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)薬注システム取付取り外し 4)薬液注入	
膨張タンク	1)指示値記録 2)状態等確認	
操作動力盤 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	1)モニタ確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)盤内異常有無確認	*1

# 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 一般小型人工気象設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
日射装置分電盤 1)A 2)B 3)C	1)状態等確認 2)盤内異常有無確認	*1
日射装置制御盤 1)A 2)B 3)C	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1
空気圧縮機動力盤	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1
冷却塔ファン用インバーター盤	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1
コンセント分電盤	1)盤内異常有無確認	*1

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## RI小型人工気象設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
統括PC	1)指示値記録 2)測定値保管 3)状態等確認	
チャンバー 1)A 2)B	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
空調機 1)AC-1 2)AC-2	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)グリース補給	
冷凍機ユニット 1)R-1 2)R-2	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)法定点検(簡易点検)	*4
ドライエア発生装置 1)A 2)B	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
ドライエア発生装置用空気圧縮機	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
軟水装置 1)A 2)B	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)カマトール補充	
ランプ室給気ファン 1)BW2-1 2)BW2-2	1)運転状況確認 2)状態等確認	
冷却水循環ポンプ PC-1	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
散水ポンプ	1)運転状況確認 2)状態等確認	
冷却塔 CT-1	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)薬注システム取付取り外し 4)薬液注入	
膨張タンク TE-1	1)指示値記録 2)状態等確認	
操作動力盤 1)CP-1 2)CP-2	1)モニタ確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)盤内異常有無確認	*1
日射装置分電盤 1)A 2)B	1)状態等確認 2)盤内異常有無確認	*1
日射装置制御盤 1)A 2)B	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 熱源設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
温水ヒータ BH-001	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)煤煙濃度計フィルター清掃及び零点調整 5)月例点検 6)2か月例点検	*1 *3 *5
空冷チラー 1)A RS-001 2)B RS-002	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)法定点検(簡易点検) 5)月例点検	*4 *3
温水ポンプ P-003	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
冷水ポンプ 1)A P-001 2)B P-002	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
オイル移送ポンプ 1)A P-004 2)B P-005	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
膨張タンク 1)A TE-001 2)B TE-002 3)C TE-003	1)指示値記録 2)状態等確認	
ヘッダー 1)温水A HD-001 2)温水B HD-002 3)温水C HD-003 4)冷温水A HD-004 5)冷水B HD-005	1)指示値記録 2)状態等確認 3)冷温水補給	
オイルタンク TO-001	1)指示値記録 2)状態等確認	
オイルサービスタンク TO-002	1)指示値記録 2)状態等確認	
冷温水配管流量計 1)FI-1 2)FI-2	1)指示値記録 2)状態等確認 3)取付配管変更(冷暖切替え時)	
排風機 1)EF-6-1 熱源室給気ファン 2)EF-6-2 熱源室排気ファン	1)運転状況確認 2)状態等確認	
動力盤 1)PB-1 熱源動力盤 2)PB-3 排風機動力盤	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 一般空調設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
中央監視盤	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)運転スケジュールプログラム確認	
空気調和機 1)AHU-1 1階 2)AHU-2 2階 3)AHU-3 3階 4)AHU-4 大型3階 5)CU-1 乾燥灰化室	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)月例点検 5)3か月例点検	*3 *6
送風機 1)SF-1 OA系統 2)SF-2 一般電気室 3)SF-4 大型制御盤室	1)運転状況確認 2)状態等確認	
排風機 1)EF-1 便所排気 2)EF-4 EV機械室 3)EF-5-3 受変電室 4)EF-5-4 受変電室	1)運転状況確認 2)状態等確認	
動力盤 1)PC-1-1 1階空調機械室 2)PC-1-2 1階電気室 3)PC-2 2階空調機械室 4)PC-3-1 3階空調機械室 5)PC-3-2 乾燥灰化室 6)PC-4-1 4階 7)PC-4-2 4階電気温水器室 8)PA-3 大型3階 9)PAC-1 パッケージエアコン	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1
制御盤 1)1RCP-1 1階空調機械室 2)2RCP-1 2階空調機械室 3)3RCP-1 3階空調機械室 4)3RCP-2 乾燥灰化室 5)1CP-2 大型3階	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1
ルームエアコン 1)放射線管理室	1)法定点検(簡易点検)	*4
空冷パッケージエアコン(本体、室外機) PAC-1 パッケージエアコン 1)土壌実験室 2)植物機能実験室	1)法定点検(簡易点検)	*4

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## RI空調設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
オペレーションコンソール	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)運転スケジュールプログラム確認	
空気調和機 1)RAC-1 2)RAC-2 3)RAC-3 4)RAC-4	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)月例点検	*3
排気ファン 1)REF-1 2)REF-2 3)REF-3 4)REF-4 5)REF-5 6)REF-6 7)REF-7	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)測定値(軸受温度)記録	*1
塩害フィルタユニット FU-1	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)月例点検	*3
差圧計(各階)	1)指示値記録 2)状態等確認	
排気流量検出器	1)指示値記録 2)状態等確認	
給気ガラリ	1)月例点検	*3
動力盤 PR-1	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1
制御盤 RICP-1	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1
排気フィルターユニット 1)EFU-1-1 2)EFU-1-2 3)EFU-1-3 4)EFU-2 5)EFU-3 6)EFU-4 7)EFU-5	1)指示値記録 2)状態等確認	
ルームエアコン 1)トレーサレベル機器分析室	1)法定点検(簡易点検)	*4
排風機 1)EF-5-1 RI排水設備室 2)EF-5-2 RI排水設備室	1)運転状況確認 2)状態等確認	

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## クリーンルーム設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
空気調和機 1)PAC-1 2)PAC-2 3)PAC-3 4)PAC-4 5)PAC-5 6)PAC-6	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)法定点検(簡易点検)	*4
純水装置	1)指示値記録 2)状態等確認	
蒸気加湿器 1)機器分析室1用 2)機器分析室2用 3)クリーンルーム前室用 4)クリーンルーム後室1用 5)クリーンルーム後室2用 6)天秤室用	1)状態等確認 2)定期手動排水	
外気処理ファンフィルタユニット 1)クリーンルーム前室用 2)クリーンルーム後室1用 3)クリーンルーム後室2用 4)天秤室用	1)指示値記録 2)状態等確認	
差圧計(各室内圧、フィルター圧損用)	1)指示値記録 2)状態等確認	
制御盤 1)2F 2)3F	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)盤内異常有無確認	*1

## RI排水設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
RI排水設備制御盤	1)盤内異常有無確認	*1
水モニタサンプリングポンプ	1)月例点検	*3

## 実験排水中和処理設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
中和処理装置	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)薬品槽残量確認 4)薬品補充 5)3か月例点検	*7
動力盤 PB-2	1)指示値記録 2)状態等確認 3)盤内異常有無確認	*1

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 衛生設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
受水槽	1)状態等確認	
高架水槽	1)状態等確認 2)水循環	
揚水ポンプ P-1 1)NO. 1 2)NO. 2	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)指示値記録 4)測定値(軸受及び電動機温度)記録	*3
ブースターポンプ P-2 1)NO. 1 2)NO. 2	1)運転状況確認 2)状態等確認 3)測定値(軸受及び電動機温度)記録	*3
排水設備制御盤	1)盤内異常有無確認	*1

## LPG設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
アロライザー	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
LPG容器置場	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	

## 建築設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
大型人工気象棟安定器収納箱 1)1F-イ 2)2F-イ 3)2F-ロ 4)2F-ハ	1)状態等確認	
建屋内蛍光灯 1)照明用 2)非常用 3)誘導用	1)交換	
建屋屋上ルーフトレイン 1)一般化学実験施設屋上 2)RI使用施設屋上 3)大型人工気象施設屋上 4)RI排水処理・熱源・自家発電装置室屋上 5)受変電室屋上	1)状態等確認 2)点検清掃	
ホイスト・クレーン 1)2F屋外ホイスト 2)3F屋外ホイスト 3)大型人工気象棟1t ホイスト	1)状態等確認 2)異常の有無確認	*2 *2

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 受変電設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
中央監視盤	1)状態等確認 2)異常の有無確認	*1
高压分電盤 1)HDP-01 2)HDP-02 3)HDP-04 4)HDP-05 5)HDP-06 6)HDP-07 7)HDP-08 8)HDP-09 9)HDP-10 10)HDP-11	1)状態等確認 2)異常の有無確認 3)指示値記録	*1 *1
低压分電盤 1)DP-03 2)DP-04 3)DP-06 4)DP-07 5)SDP-01 6)SDP-02 7)SDP-03 8)LDP-04 9)LDP-05	1)状態等確認 2)異常の有無確認 3)指示値記録	*1 *1
屋外設置トランス 1)TR-04 2)TR-05 3)TR-06 4)TR-07 5)TR-09 6)TR-10 7)TR-11 8)TR-12	1)状態等確認 2)異常の有無確認 3)指示値記録	*1 *1
屋内設置トランス 1)電源トランス	1)状態等確認 2)異常の有無確認	*1

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務作業基準

### 受変電設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
動力電灯盤 1)LR-1 2)LC-1 3)LR-2 4)LC-2 5)LC-3A 6)LC-3B 7)L-1A 8)L-1B 9)L-1C 10)LA-1 11)LA-2	1)状態等確認 2)異常の有無確認	*1

### 自家発電設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
非常用発電機	1)状態等確認 2)異常の有無確認 3)月例点検	*1 *3
排気処理／防災設備分電盤	1)状態等確認 2)異常の有無確認 3)指示値記録	*1 *1

### 消防用設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
火災受信機	1)運転状況確認	
消火ポンプ	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	

\*1:週に1度実施。

\*2:使用時のみ実施。

\*3:月に1度実施。

\*4:3ヶ月に1度フロン排出抑制法に基づく簡易点検を実施。

\*5:2ヶ月に1度実施。

\*6:3ヶ月に1度実施。

注)

- ① 本点検項目・点検頻度は目安であり、適宜、現場や設備等と照査した点検記録紙等を作成し、維持していくものとする。
- ② 日常巡視については、設備等の簡易的な外観、機器状態に関するデータ採取、主要設備等の傾向観察を主点とした巡視(監視)とする。
- ③ 上記には、設備等の運転上必要な消耗品交換、フィルタ交換等は含まれていない。これらについては、設備の稼働状況等を勘案し、実施していくものとし、必要に応じて点検等に含め実施するものとする。

## 生態系施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 人工気象設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
人工気象器本体 1)A 2)B 3)C	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
空気調和機 1)A 2)B 3)C	1)運転状況確認 2)状態等確認	
室外機(小型冷凍機) 1)A 2)B 3)C	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)法定点検(簡易点検)	*3
純水装置 1)A及びB 2)C	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
排気ファン 1)C	1)運転状況確認 2)状態等確認	
給気ファン 1)C	1)運転状況確認 2)状態等確認	
制御盤 1)A 2)B 3)C	1)モニタ確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)盤内異常有無確認	*1
パソコン(PC) 1)C	1)指示値記録 2)測定値保管 3)状態等確認	

## 一般空調設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
遠方監視盤	1)状態等確認 2)異常の有無確認	
エアコン 1)生態系研究施設エアコン 2)植物実験棟1.2Fエアコン	1)法定点検(簡易点検)	*3
有圧扇 1)F-13 1F 機械室 2)F-14 1F 機械室 3)F-15-1 1F 植物人工気象器室 4)F-15-2 1F 植物人工気象器室	1)状態等確認 2)異常の有無確認	

## 生態系施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 受変電設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
キュービクル 生態系研究施設 1) 高圧受電盤 2) 高圧コンデンサー盤 3) 動力変圧器盤 4) 電灯変圧器盤 5) 低圧動力盤 6) 低圧電灯盤  生態系実験施設 植物実験棟 1) 高圧引込盤 2) 高圧受電盤 3) No.1 SC盤 4) No.2 SC盤 5) 変圧器1次盤 6) 高圧分岐盤 7) 200kVA電灯盤 8) 400V配電盤 9) 高圧フィーダ盤 10) No.1 200V配電盤 11) No.2 200V配電盤 12) 150kVA電灯盤 13) 変圧器1次盤-2  受変電設備 キュービクル 生態系実験施設 陸・水圏実験棟 1) 高圧受電盤 2) SC盤 3) 100kVA電灯盤 4) 200V配電盤	1) 状態等確認 2) 異常の有無確認 3) 指示値記録	*1 *1
分電盤  生態系実験施設 植物実験棟 1) 分電盤G(運転監視室) 2) 分電盤E(1F北側廊下) 3) 設備用分電盤F(1F北側廊下) 4) 作業室分電盤(1F北側廊下) 5) 1M-1分電盤(植物栽培機械場) 6) 分電盤F1(植物栽培機械場) 7) 分電盤F2(植物栽培機械場) 8) 分電盤H(植物栽培機械場) 9) 分電盤I(植物栽培機械場) 10) ルーフヒータ分電盤1L-5(植物栽培機械場) 11) 分電盤D(実験準備作業場) 12) 電灯動力混合分電盤(組織培養室)	1) 状態等確認 2) 異常の有無確認	*1

## 生態系施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 受変電設備

<p>分電盤</p> <p>生態系実験施設 陸・水圏実験棟</p> <p>1)LS-1(1)</p> <p>2)LS-1(2)</p> <p>3)LS-2</p> <p>生態系実験施設 熱源設備棟</p> <p>1)分電盤C</p> <p>試料処理棟</p> <p>1)分電盤(試料処理室)</p>	<p>1)状態等確認</p> <p>2)異常の有無確認</p>	<p>*1</p>
<p>動力制御盤</p> <p>生態系実験施設 生物実験棟</p> <p>1)1M-1</p> <p>生態系実験施設 植物実験棟</p> <p>1)1M-1</p> <p>2)1M-2</p> <p>3)1M-3</p> <p>4)1M-4</p> <p>5)2M-1</p> <p>生態系実験施設 陸・水圏実験棟</p> <p>1)1P-1</p> <p>2)2P-1</p> <p>生態系実験施設 熱源設備棟</p> <p>1)1M-1</p>	<p>1)状態等確認</p> <p>2)異常の有無確認</p> <p>3)指示値記録</p>	<p>*1</p> <p>*1</p>
<p>制御盤</p> <p>生態系研究施設</p> <p>1)P-1</p> <p>生態系実験施設 生物実験棟</p> <p>1)RH-1 ヒーター制御盤</p> <p>2)RH-2 ヒーター制御盤</p> <p>生態系実験施設 植物実験棟</p> <p>1)RH-3 ヒーター制御盤</p> <p>2)RH-4 ヒーター制御盤</p> <p>3)RH-5 ヒーター制御盤</p> <p>4)RH-6 ヒーター制御盤</p> <p>5)RH-7 ヒーター制御盤</p> <p>生態系実験施設 陸・水圏実験棟</p> <p>1)RH-8 ヒーター制御盤</p> <p>2)RH-9 ヒーター制御盤</p> <p>生態系実験施設 熱源設備棟</p> <p>1)RH-10 ヒーター制御盤</p>	<p>1)状態等確認</p> <p>2)異常の有無確認</p>	<p>*1</p>

## 生態系施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 受変電設備

開閉器盤 生態系研究施設 1)開閉器盤S-1 2)開閉器盤S-2 3)開閉器盤S-3 4)開閉器盤S-4 5)開閉器盤S-5 6)開閉器盤S-6	1)状態等確認 2)異常の有無確認	*1
電灯盤 生態系研究施設 1)L-1 2)L2-1 3)L2-2  生態系実験施設 生物実験棟 1)1L-1 2)1LM-1 3)1LM-2 4)1LM-3 5)2L-1  生態系実験施設 植物実験棟 1)1L-3(1F北側廊下) 2)1L-2(植物栽培機械場) 3)1L-4(植物栽培機械場) 4)1L-1(実験準備作業場) 5)2L-1(実験機材置場)  生態系実験施設 陸・水圏実験棟 1)1L-1(土壌実験準備場)	1)状態等確認 2)異常の有無確認	*1
自家発電機	1)異常の有無確認 2)指示値記録	*1 *1
自家発電分電盤	1)異常の有無確認	*1
自家発切替盤 1)No.1自家発切替盤 2)No.2自家発切替盤	1)異常の有無確認	*1

## 衛生設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
受水槽 1)生態系実験施設受水槽 2)生態系研究施設受水槽	1)状態等確認 2)月例点検	*2
受水槽警報装置	1)状態等確認	
受水槽一体形推定末端圧力一定ポンプユニット 1)No.1飲料水供給ポンプ 2)No.2飲料水供給ポンプ	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認 4)月例点検	*2

## 生態系施設空調設備等運転管理業務作業基準

## 消防用設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
火災受信機 1)生態系研究施設 2)生態系実験施設 植物系・動物系 3)生態系実験施設 陸水系	1)運転状況確認	
消火ポンプ	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	
消火ポンプ制御盤	1)運転状況確認 2)指示値記録 3)状態等確認	

## 建築設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
建屋内蛍光灯 1)照明用 2)非常用 3)誘導用	1)状態等確認 2)交換	
電動シャッター 1)F-16-1 1F 植物人工気象器室 2)F-16-2 1F 植物人工気象器室	1)状態等確認 2)異常の有無確認	

## 植物栽培施設

運転点検箇所	運転点検作業	備考
予冷庫	1)状態等確認	

## ガス供給設備

運転点検箇所	運転点検作業	備考
ガス容器置場	1)状態等確認 2)指示値記録	

\*1:週に1度実施。

\*2:月に1度実施。

\*3:3ヶ月に1度フロン排出抑制法に基づく簡易点検を実施。

注)

- ①本点検項目・点検頻度は目安であり、適宜、現場や設備等と照査した点検記録紙等を作成し、維持していくものとする。
- ②日常巡視については、設備等の簡易的な外観、機器状態に関するデータ採取、主要設備等の傾向観察を主点とした巡視(監視)とする。
- ③上記には、設備等の運転上必要な消耗品交換、フィルタ交換等は含まれていない。これらについては、設備の稼働状況等を勘案し、実施していくものとし、必要に応じて点検等に含め実施するものとする。
- ④生態系施設の監視・日常点検について、平日のみとする。但し、人工気象設備は運転中は平日以外も実施すること。

# 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

一般小型人工気象設備

運転点検箇所	点検項目
統括PC	外観、異臭、各機器運転状況
チャンバー 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	外観、異音、異臭、日射バンク温度(植物予備栽培用は除く)
空調機 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	外観、異音、異臭
冷凍機ユニット 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	外観、異音、異臭、高圧圧力、低圧圧力、循環水(往及び還)温度及び圧力、漏洩
ドライエア発生装置 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭、圧力、差圧、漏洩
ドライエア発生装置用空気圧縮機	外観、異音、異臭、圧力、差圧、漏洩
軟水装置 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭、漏洩
ランプ室給気ファン 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭
ランプ室排気ファン 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭
冷却水循環ポンプ	外観、異音、異臭、漏洩、圧力
散水ポンプ	外観、異音、異臭、漏洩
冷却塔	外観、異音、異臭、薬液量
膨張タンク	外観、漏洩、圧力
操作動力盤 1)A 2)B 3)C 4)植物予備栽培	外観、異音、異臭、各機器電流値
日射装置分電盤 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭
日射装置制御盤 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭、電圧、温度、照度、積算時間
空気圧縮機動力盤	外観、異音、異臭、電流
冷却塔ファン用インバーター盤	外観、異音、異臭、周波数
コンセント分電盤	外観、異音、異臭

# 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

RI小型人工気象設備

運転点検箇所	点検項目
統括PC	外観、異臭、各機器運転状況
チャンバー 1)A 2)B	外観、異音、異臭、日射バンク温度
空調機 1)AC-1 2)AC-2	外観、異音、異臭
冷凍機ユニット 1)R-1 2)R-2	外観、異音、異臭、高圧圧力、低圧圧力、循環水(往及び還)温度及び圧力、漏洩
ドライエア発生装置 1)A 2)B	外観、異音、異臭、圧力、差圧、漏洩
ドライエア発生装置用空気圧縮機	外観、異音、異臭、圧力、差圧、漏洩
軟水装置 1)A 2)B	外観、異音、異臭、漏洩
ランプ室給気ファン 1)BW2-1 2)BW2-2	外観、異音、異臭
冷却水循環ポンプ PC-1	外観、異音、異臭、漏洩、圧力
散水ポンプ	外観、異音、異臭、漏洩
冷却塔 CT-1	外観、異音、異臭、薬液量
膨張タンク TE-1	外観、漏洩、圧力
操作動力盤 1)CP-1 2)CP-2	外観、異音、異臭、各機器電流値
日射装置分電盤 1)A 2)B	外観、異音、異臭
日射装置制御盤 1)A 2)B	外観、異音、異臭、電圧、温度、照度、積算時間

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

## 熱源設備

運転点検箇所	点検項目
温水ヒータ BH-001	外観、異音、異臭、缶水温度、油圧、水面計、連成計、煤煙濃度 月例点検 抽気ポンプ点検、オイルストレーナ、デフューザ・フレイムアイ清掃 2か月例点検 ノズル・電極棒、電磁弁ストレーナ清掃
空冷チラー 1)A RS-001 2)B RS-002	外観、異音、異臭、漏洩、電流値、高圧圧力、低圧圧力、出入口水温 月例点検 本体内部冷媒及び冷水配管漏洩点検 月例点検(運転時) 膨張弁、空気熱交換器コイル及びフィン、圧縮機ドーム露付状況点検、圧縮機クランクケースヒータ通電確認
温水ポンプ P-003	外観、異音、異臭、漏洩、圧力
冷水ポンプ 1)A P-001 2)B P-002	外観、異音、異臭、漏洩、圧力
オイル移送ポンプ 1)A P-004 2)B P-005	外観、異音、異臭、漏洩
膨張タンク 1)A TE-001 2)B TE-002 3)C TE-003	外観、漏洩、圧力
ヘッダー 1)温水A HD-001 2)温水B HD-002 3)温水C HD-003 4)冷温水A HD-004 5)冷水B HD-005	外観、漏洩、圧力
オイルタンク TO-001	外観、漏洩、油量
オイルサービスタンク TO-002	外観、漏洩、油量
冷温水配管流量計 1)FI-1 2)FI-2	外観、異音、漏洩、流量
排風機 1)EF-6-1 熱源室給気ファン 2)EF-6-2 熱源室排気ファン	外観、異音、異臭
動力盤 1)PB-1 熱源動力盤 2)PB-3 排風機動力盤	外観、異音、異臭、各機器電流値

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

## 一般空調設備

運転点検箇所	点検項目
中央監視盤	外観、異臭、各機器運転状況、外気温度、各空調和機温度・湿度、各室室温
空気調和機 1) 1階 2)AHU-2 2階 3)AHU-3 3階 4)AHU-4 大型3階 5)CU-1	外観、異音、異臭、漏洩、冷温水(往及び還)温度及び圧力、加湿器蒸気量、加湿器電流値、加湿器出力値 月例点検(AHU-3) Vベルト・軸受・電動機、加湿器ノズル・コイル・ドレンパン、ダクト・給水ライン系統点検 プレフィルター清掃 3か月例点検(AHU-1、2、4) Vベルト・軸受・電動機、加湿器ノズル・コイル・ドレンパン、ダクト・給水ライン系統点検 プレフィルター清掃
送風機 1)SF-1 OA系統 2)SF-2 一般電気室 3)SF-4 大型制御盤室	外観、異音、異臭
排風機 1)EF-1 便所排気 2)EF-4 EV機械室 3)EF-5-3 受変電室 4)EF-5-4 受変電室	外観、異音、異臭
動力盤 1)PC-1-1 1階空調機械室 2)PC-1-2 1階電気室 3)PC-2 2階空調機械室 4)PC-3-1 3階空調機械室 5)PC-3-2 乾燥灰化室 6)PC-4-1 4階 7)PC-4-2 4階電気温水器室 8)PA-3 大型3階 9)PAC-1 パッケージエアコン	外観、異音、異臭、各機器電流値、送風機周波数
制御盤 1)1RCP-1 1階空調機械室 2)2RCP-1 2階空調機械室 3)3RCP-1 3階空調機械室 4)3RCP-2 乾燥灰化室 5)1CP-2 大型3階	外観、異音、異臭、温度、湿度、差圧

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

## RI空調設備

運転点検箇所	点検項目
オペレーションコンソール	外観、異臭、各排気ファン風量、各階差圧
空気調和機 1)RAC-1 2)RAC-2 3)RAC-3 4)RAC-4	外観、異音、異臭、漏洩、冷温水(往及び還)1次・2次温度及び圧力 月例点検(RAC-1、2、3) Vベルト・軸受・電動機、加湿器ノズル・コイル・ドレンパン、ダクト・給水ライン系統点検 3か月例点検(RAC-4) Vベルト・軸受・電動機、加湿器ノズル・コイル・ドレンパン、ダクト・給水ライン系統点検
排気ファン 1)REF-1 2)REF-2 3)REF-3 4)REF-4 5)REF-5 6)REF-6 7)REF-7	外観、異音、異臭、漏洩、軸受温度、Vベルト状態
塩害フィルタユニット FU-1	外観、差圧 月例点検 プレフィルター清掃
差圧計(各階)	外観、異臭、差圧
排気流量検出器	外観、異臭、流量
給気ガラリ	月例点検(ヒーター運転時) ヒーター外観異常有無の確認、絶縁抵抗測定
動力盤 PR-1	外観、異音、異臭、各機器電流値
制御盤 RICP-1	外観、異音、異臭、温度、露点温度
排気フィルターユニット 1)EFU-1-1 2)EFU-1-2 3)EFU-1-3 4)EFU-2 5)EFU-3 6)EFU-4 7)EFU-5	外観、異音、異臭、漏洩、差圧
排風機 1)EF-5-1 RI排水設備室 2)EF-5-2 RI排水設備室	外観、異音、異臭

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

## クリーンルーム設備

運転点検箇所	点検項目
空気調和機 1)PAC-1 2)PAC-2 3)PAC-3 4)PAC-4 5)PAC-5 6)PAC-6	外観、異音、異臭、圧力
純水装置 蒸気加湿器 1)機器分析室1用 2)機器分析室2用 3)クリーンルーム前室用 4)クリーンルーム後室1用 5)クリーンルーム後室2用 6)天秤室用	外観、異音、異臭、状態表示、圧力、漏洩 外観、異音、異臭、漏洩
外気処理ファンフィルタユニット 1)クリーンルーム前室用 2)クリーンルーム後室1用 3)クリーンルーム後室2用 4)天秤室用	外観、異音、異臭、漏洩、差圧
差圧計(各室内圧、フィルター圧損用)	外観、差圧
制御盤 1)2F 2)3F	外観、異音、異臭、温度、湿度、室内圧、フィルター圧損

## RI排水設備

運転点検箇所	点検項目
RI排水設備制御盤	外観、異音、異臭
水モニタサンプリングポンプ	外観、異音、異臭、漏水、圧力、軸受及び電動機温度

## 実験排水中和処理設備

運転点検箇所	点検項目
中和処理装置	外観、異音、異臭、漏洩 3か月例点検 PH電極清掃、塩化カリウム量確認、校正
動力盤 PB-2	外観、異音、異臭、PH

## 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

## 衛生設備

運転点検箇所	点検項目
受水槽	外観、漏水
高架水槽	外観、漏水
揚水ポンプ P-1 1)NO. 1 2)NO. 2	外観、異音、異臭、漏水、圧力、軸受及び電動機温度
ブースターポンプ P-2 1)NO. 1 2)NO. 2	外観、異音、異臭、漏水、軸受及び電動機温度
排水設備制御盤	外観、異音、異臭

## LPG設備

運転点検箇所	点検項目
アロライザー	外観、異音、異臭、状態表示、圧力、温度、漏洩
LPG容器置場	外観、異音、異臭、漏洩、状態表示、圧力、温度

## 建築設備

運転点検箇所	点検項目
大型人工気象棟安定器収納箱 1)1F-イ 2)2F-イ 3)2F-ロ 4)2F-ハ	外観、異音、異臭
建屋屋上ルーフトレイン 1)一般化学実験施設屋上 2)RI使用施設屋上 3)大型人工気象施設屋上 4)RI排水処理・熱源・自家発電装置室屋上 5)受変電室屋上	外観
ホイスト・クレーン 1)2F屋外ホイスト 2)3F屋外ホイスト 3)大型人工気象棟1t ホイスト	外観、異音、異臭、ブレーキ機能

# 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

受変電設備

運転点検箇所	点検項目
中央監視盤	外観、異音、異臭
高圧分電盤 1)HDP-01 2)HDP-02 3)HDP-04 4)HDP-05 5)HDP-06 6)HDP-07 7)HDP-08 8)HDP-09 9)HDP-10 10)HDP-11	外観、異音、異臭、計測器指示値
低圧分電盤 1)DP-03 2)DP-04 3)DP-06 4)DP-07 5)SDP-01 6)SDP-02 7)SDP-03 8)LDP-04 9)LDP-05	外観、異音、異臭、計測器指示値
屋外設置トランス 1)TR-04 2)TR-05 3)TR-06 4)TR-07 5)TR-09 6)TR-10 7)TR-11 8)TR-12	外観、異音、異臭、温度
屋内設置トランス 1)電源トランス	外観、異音、異臭

# 全天候型人工気象実験施設空調設備等運転管理業務点検項目

## 受変電設備

運転点検箇所	点検項目
動力電灯盤 1)LR-1 2)LC-1 3)LR-2 4)LC-2 5)LC-3A 6)LC-3B 7)L-1A 8)L-1B 9)L-1C 10)LA-1 11)LA-2	外観、異音、異臭

## 自家発電設備

運転点検箇所	点検項目
非常用発電機	外観、異音、異臭、状態表示 月例点検 無負荷試運転、運転状況確認、指示値記録
排気処理／防災設備分電盤	外観、異音、異臭、電圧、電流

## 消防用設備

運転点検箇所	点検項目
火災受信機	外観、異音、異臭、状態表示
消火ポンプ	外観、異音、異臭、状態表示、電流

## 生態系施設空調設備等運転管理業務点検項目

## 人工気象設備

運転点検箇所	点検項目
人工気象器本体 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭
空気調和機 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭
室外機(小型冷凍機) 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭、高圧圧力、低圧圧力及び圧力、漏洩
純水装置 1)A及びB 2)C	外観、異音、異臭、漏洩
排気ファン 1)C	外観、異音、異臭、漏洩
給気ファン 1)C	外観、異音、異臭、漏洩
制御盤 1)A 2)B 3)C	外観、異音、異臭、各機器指示値
パソコン(PC) 1)C	外観、異臭、各機器運転状況

## 一般空調設備

運転点検箇所	点検項目
遠方監視盤	外観、異音、異臭
有圧扇 1)F-13 1F 機械室 2)F-14 1F 機械室 3)F-15-1 1F 植物人工気象器室 4)F-15-2 1F 植物人工気象器室	外観、異音、異臭

## 衛生設備

運転点検箇所	点検項目
受水槽	外観、漏水
受水槽警報装置	外観、異音
受水槽一体形推定末端圧力一定ポンプユニット	外観、異音、異臭、漏洩 月例点検 外観、絶縁抵抗測定、振動、温度

## 消防用設備

運転点検箇所	点検項目
火災受信機	外観、異音
消火ポンプ	外観、異音、異臭、電流値、温度
消火ポンプ制御盤	外観、異音、異臭、電流値、電圧値

## 生態系施設空調設備等運転管理業務点検項目

## 受変電設備

運転点検箇所	点検項目
キュービクル	外観、異音、異臭、計測器指示値
分電盤	外観、異音、異臭、計測器指示値
動力制御盤	外観、異音、異臭、計測器指示値
開閉器盤	外観、異音、異臭
電灯盤	外観、異音、異臭
制御盤	外観、異音、異臭
自家発電機	外観、異音、異臭、計測器指示値
自家発分電盤	外観、異音、異臭
自家発切替盤	外観、異音、異臭

## 建築設備

蛍光灯	外観、交換
電動シャッター 1)F-16-1 1F 植物人工気象器室 2)F-16-2 1F 植物人工気象器室	外観、異音、異臭

## 植物栽培設備

運転点検箇所	点検項目
予冷库	外観、異音、異臭、温度

## ガス供給設備

運転点検箇所	点検項目
ガス容器置場	外観、異音、異臭、圧力